

平成30年度福岡県地区別小児等在宅医療推進検討会設置に向けた準備委員会

1	福岡県の取組	P 2
2	拠点病院の取組	P 3
3	福岡県の医療的ケア児の状況について	P 5
4	平成31年度以降の小児等在宅医療推進事業における推進体制	P 7
5	福岡県における小児等在宅医療提供体制（目指す姿）	P 8
6	今後のスケジュール	P10
7	「福岡県地区別小児等在宅医療推進検討会」設置要領（素案）	P11
8	「福岡県小児等在宅医療推進検討会」設置要綱（素案）	P13

（別添冊子の配付）

「平成30年度福岡県小児等在宅医療推進事業報告書」

福岡県小児等在宅医療推進事業

1. 事業目的

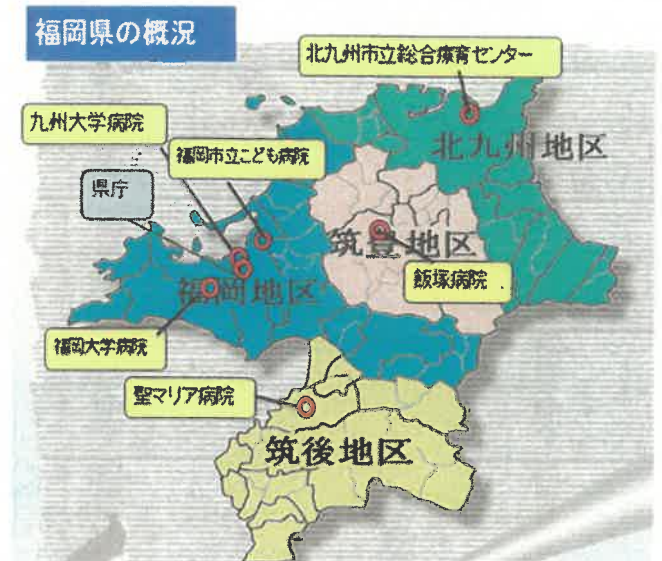
N I C U等で長期の療養を要した児をはじめとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築する。

2 福岡県の取組

- ・福岡県小児等在宅医療推進事業検討会の開催（2回／年）
- ・拠点病院との意見交換及び拠点病院実施事業活動の企画・調整
- ・県域保健福祉（環境）事務所、政令・中核市保健所設置市との意見交換（2回／年）
- ・庁内関係課への会議出席
（福岡県周産期医療連絡会議、福岡県医療的ケア児支援及びレスパイトケアに関する庁内連絡会議等）
- ・福岡県医師会等関係職種団体との意見交換
- ・医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議（厚労省主催）への出席
- ・小児在宅医療に関する人材養成講習会（厚労省主催）への出席

3 拠点病院（委託先）

	地区	医療機関等	事業開始年月
1	福岡	九州大学病院	H26. 7
2		福岡大学病院	H27. 1
3		福岡市立こども病院	H27. 1
4	筑後	聖マリア病院	H27. 1
5	筑豊	飯塚病院	H27. 1
6	北九州	北九州市立総合療育センター	H26. 7



4 拠点病院実施事業概要

（1）小児等医療提供ネットワーク構築

小児等の在宅医療に関する研修の実施等により、受け入れが可能な医療機関・訪問看護事業所数の拡大を図るとともに、専門機関とのネットワークを構築する。

（2）医療・福祉・教育との連携

地域の福祉・教育・行政関係者に対する研修会の実施やアウトリーチ、患者・家族等を対象とした相談窓口の設置等により、医療と福祉等の連携の促進を図る。

（3）課題の抽出と検討

地域での小児等在宅医療に関する課題の抽出及びその対応策について検討する。

（4）資源の把握と周知（九州大学病院のみ）

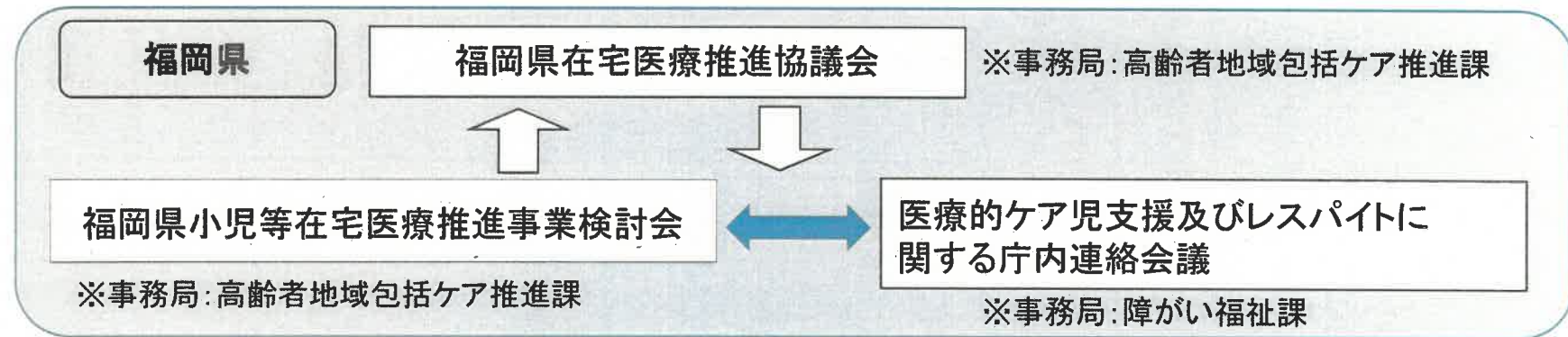
医療・福祉・教育等の資源の把握を行う。

（5）事業の進捗管理（九州大学病院のみ）

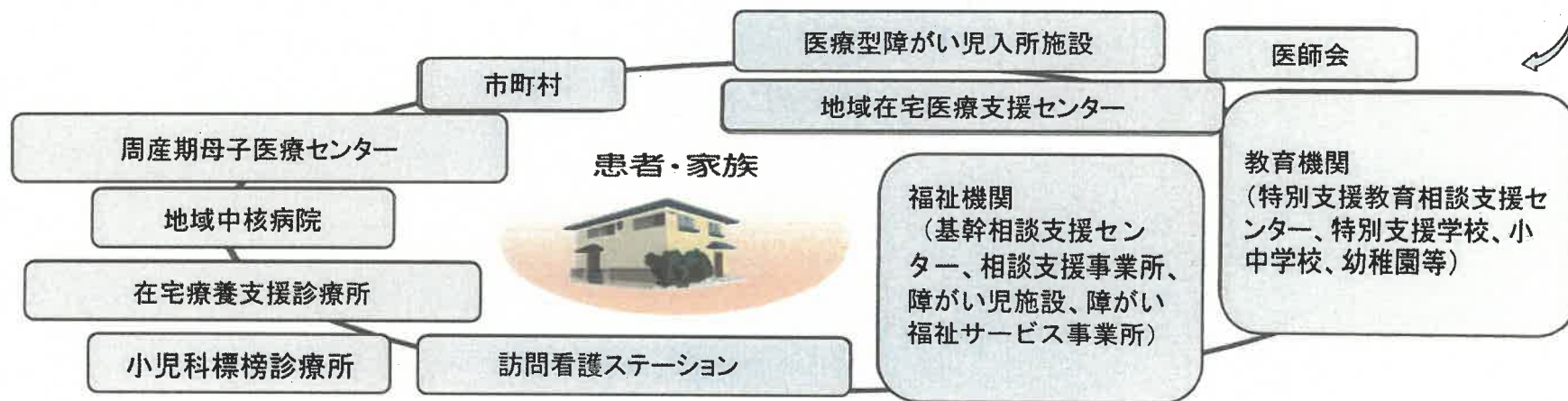
福岡県小児等在宅医療推進事業 (平成26年度から平成30年度)

【事業目的】

NICU等で長期の療養を要した児をはじめとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築する。



【拠点病院】九州大学病院、福岡大学病院、福岡市立こども病院、聖マリア病院、飯塚病院、北九州市立総合療育センター、



福岡県小児等在宅医療推進事業（拠点病院の取組）

1 小児等在宅医療を受け入れる医療機関・訪問看護事業所の拡大に向けた取り組み

- 小児科診療所医師、在宅療養支援診療所等医師を対象とした研修
- 小児科医と在宅療養支援診療所のパートナーシップの推進
- 訪問看護師を対象とした小児在宅医療に関する研修、看護実技講習会
- NICUがある病棟看護師と訪問看護ステーションとの同行訪問
- 小児在宅患者事例検討会
- 在宅支援マニュアル（福岡県版）

2 医療・福祉等との連携

- 相談支援専門員等多職種研修の開催
- 市町村の自立支援協議会での事業の説明及び小児在宅移行に係る意見交換
- 教育庁主催の教職員・看護職員を対象とした研修での講話

3 課題の抽出と検討

- レスパイトのあり方検討、レスパイト資源の把握（マップ作成等）、家族ヒアリング等
- 平成26年度及び平成29年度に中核病院・小児科標榜診療所対象に医療資源調査を実施

4 今後の取組（以下の1、2について地区の実状に応じた取組が必要）

（1）児の実態把握

- ・NICUがある病院から在宅移行が可能な児の状態像の把握

（2）連携に向けた協議

- ・NICUがある病院から在宅移行を受入れる病院への転院や在宅移行後の緊急時入院先の確保
- ・小児科診療所と在宅療養支援診療所等の連携体制の構築

福岡県の医療的ケア児に関するデータ

平成29年度医療資源調査
(H29.6時点)

	調査 対象数	調査回答数	20歳未満で 医療的ケアを 受けている児 の数
小児科がある 200床以上の病院	50	40	429
(内訳)			
NICUと小児科がある病院	12	12	409
NICUがなく小児科がある 病院	38	28	20

平成30年度在宅療養支援診療所等調査
(H30.6時点)

	医療 機関数	20歳未満に 訪問診療を行っ ている医療機 関数	20歳未満で 訪問診療を 受けている児の 数
在宅療養支援診療所等	1,303	40	200
(内訳)			
在宅療養支援診療所	794	36	180
在宅療養支援病院	82	1	4
在宅時医学総管理料等 届出	427	3	16

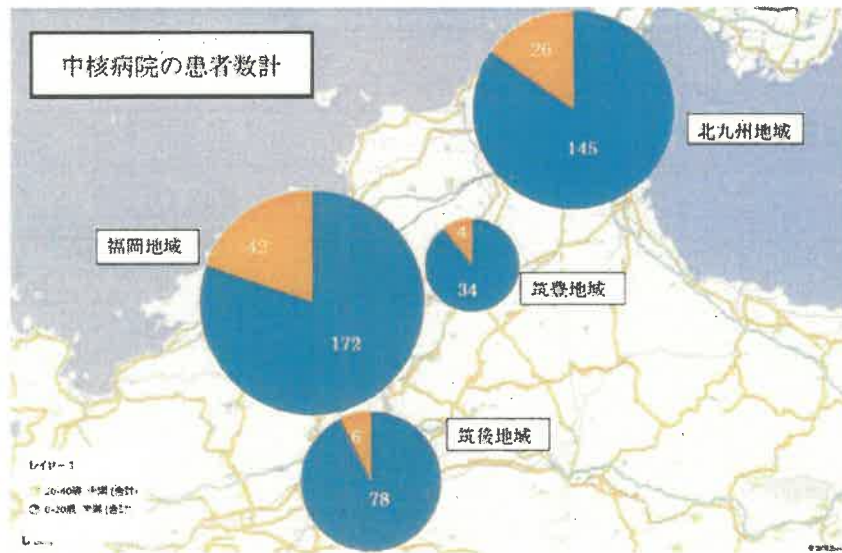
(参考) 平成30年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料(厚生労働省)

医療的ケア児数(推計値)及び総人口並びに20歳未満人口1万人当たりの値(平成28年10月1日現在、総務省人口推計を使用)

	人口(千人)	20歳未満 人口(千人)	医療的ケア児 (推計値)	医療的ケア児 1万人あたり	医療的ケア児 20歳未満 1万人あたり
全国	126,933	21,820	17,058	1.344	7.818
福岡県	5,104	926	796	1.560	8.598

福岡県の医療的ケア児に関するデータ(地区別)

1 「平成29年度医療資源調査」(H29.6時点)小児科がある地域中核病院(地区別の状況)

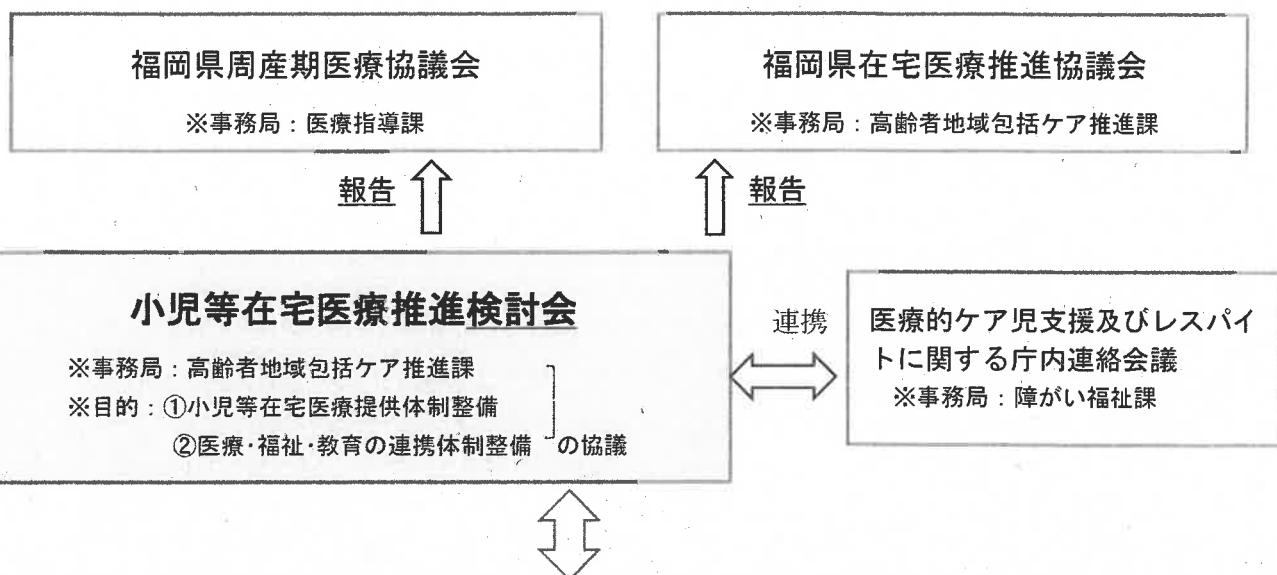


地区	小児科がある地域中核病院患児数 (20歳未満)	
	NICUあり	NICUなし
福岡地区	168	4
筑後地区	78	0
筑豊地区	34	0
北九州地区	129	16
福岡県全体	409	20

2 「平成30年度在宅療養支援診療所等調査(地区別の状況)」

地区	「H30年度在支診・在支病等調査」 20歳未満で訪問診療を受けている児数(訪問診療を行っている診療所)			
	在宅療養支援診療所	在宅療養支援病院	在宅時医学総合管理料等 届出	合計
福岡地区	143 (24)	0 (0)	4 (1)	147 (25)
筑後地区	23 (6)	1 (1)	0 (0)	24 (7)
筑豊地区	4 (2)	14 (1)	0 (0)	18 (3)
北九州地区	10 (4)	1 (1)	0 (0)	11 (5)
福岡県全体	180 (36)	16 (3)	4 (1)	200 (40)

平成 31 年度以降の小児等在宅医療推進事業に係る推進体制について



地区別小児等在宅医療推進検討会

※事務局：高齢者地域包括ケア推進課

※目的：在宅医療提供体制に関する地区別協議

福岡地区

北九州地区

筑後地区

筑豊地区

【構成委員】郡市区医師会、小児科医会、小児等拠点病院、地域中核病院、在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院、訪問看護ステーション等

【オブザーバー】県保健所、政令中核市保健所設置市、市町村

※地区別小児等在宅医療推進検討会設置に向けた準備委員会

[構成委員]

- ・ 郡市区医師会
- ・ 小児科医会
- ・ 地域中核病院
- ・ 小児等在宅医療推進事業拠点病院
- ・ 県保健所
- ・ 政令市中核市保健所設置市

[実施主体]

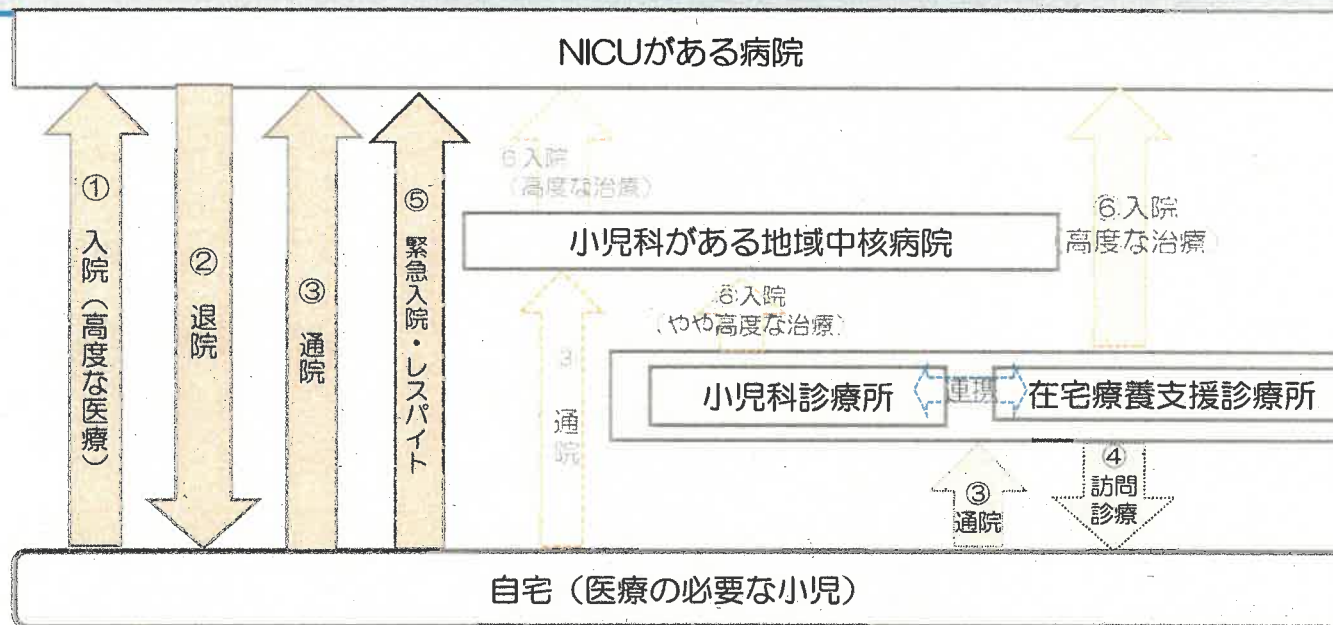
福岡県

[準備概要]

- 1 設置目的
 - ①地区別検討会の設置
 - ②構成員、開催回数、事務局
 - ③役割分担・開催内容等の協議
- 2 開催時期
平成31年3月～4月
 - (福岡地区) 3月26日
 - (筑後地区) 3月27日
 - (筑豊地区) 4月9日
 - (北九州地区) 調整中

福岡県における小児等在宅医療提供体制(イメージ)

現在



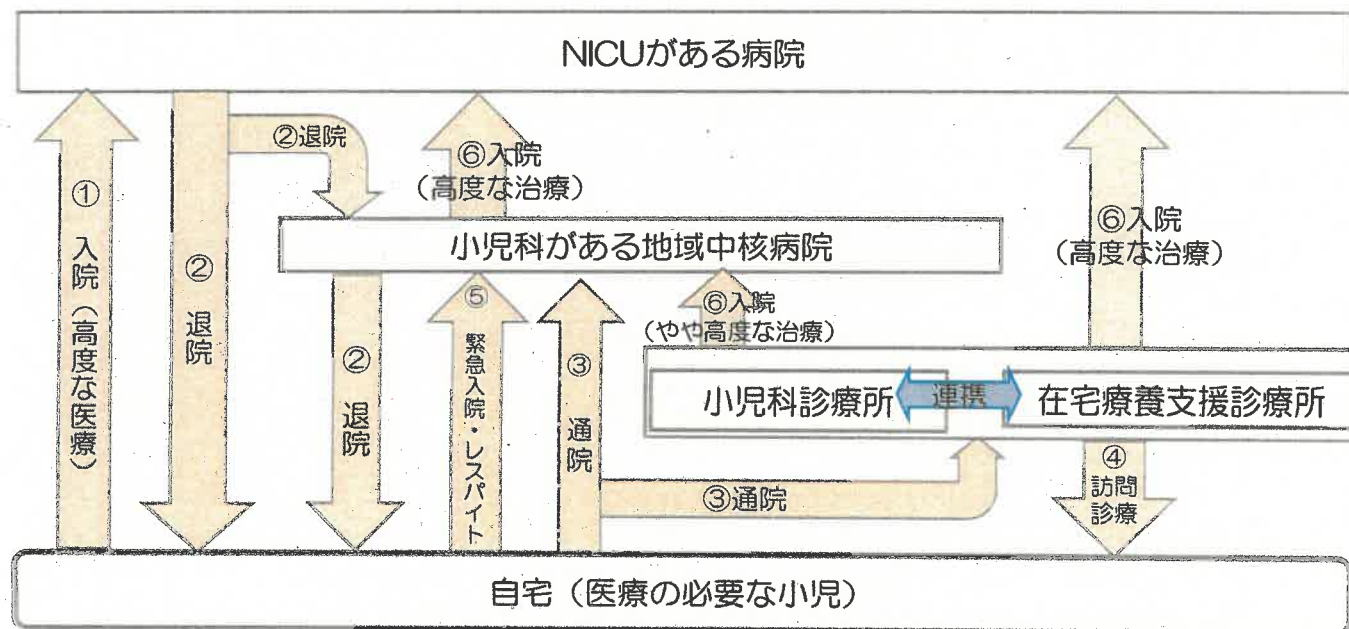
【課題】

・NICUから退院後の受け皿となる医療機関の拡充

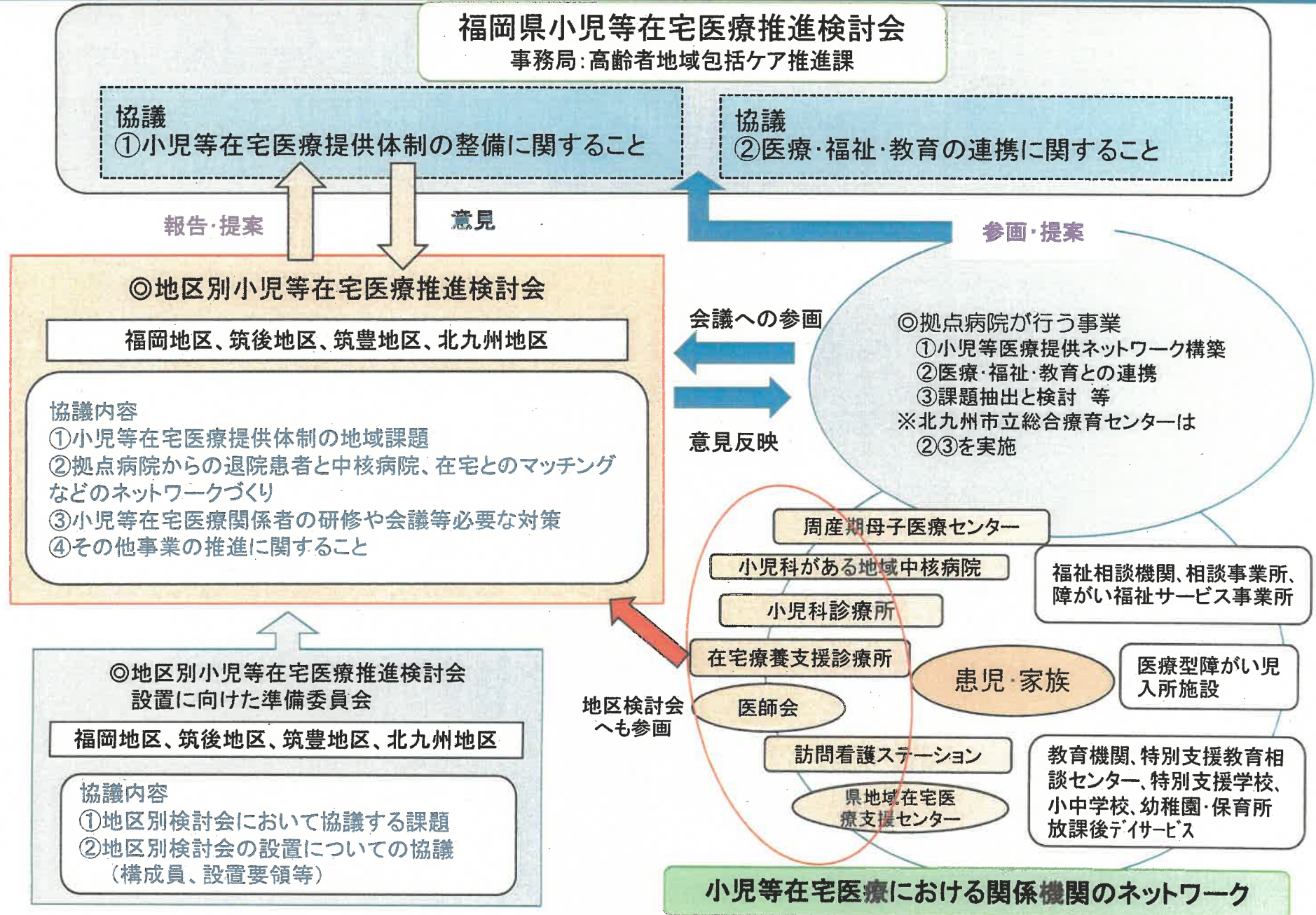
・小児科診療所と在宅療養支援診療所との役割分担

・点線は今後増やしたい取り組み

目指す姿



平成31年度以降の福岡県における小児等在宅医療推進体制整備に係る各会議のイメージ【案】



福岡県小児等在宅医療推進検討会・地区別検討会の協議スケジュール(案)

平成30年度				平成31年度												平成32年度																								
1月 2月 3月				4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月												4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月																								
年度目標	地域の実情に応じた協議体制の確立			小児等在宅医療提供体制の充実にに向けた地域課題の共通認識を図ること												小児等在宅医療提供体制の充実にに向けた課題解決のための対策の協議 →(平成33年度)地域別の具体策の協議・展開																								
小児等在宅医療に関する協議	小児在宅医療検討会	準備委員会 31年度設置準備・調整																																						
	在宅医療推進協議会																																							
	周産期医療推進協議会																																							
準備委員会、地区別検討会	各地区 準備委員会 構成員 依頼・調整			地区検討会 第1回												地区別検討会 第2回																								
小児等在宅医療推進事業 (拠点病院)				事業実施・北九州拠点病院追加、地区別検討会による課題へ対応した取り組み																																				

福岡県〇〇地区別小児等在宅医療推進検討会設置要領（素案）

（目 的）

第1条 在宅療養を行う医療依存度の高い小児等に対して、必要な医療・福祉サービスが提供され、安心して療養ができるよう、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、小児等の在宅医療を支える体制の構築を図るため、「福岡県〇〇地区別小児等在宅医療推進検討会」（以下「地区別検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 地区別検討会は、次に掲げる事項に関し、協議を行うものとする。

- （1）小児等在宅医療体制における地域課題に関すること
- （2）小児等在宅医療推進事業拠点病院からの退院患者と小児科がある地域中核病院、在宅医とのマッチングなどのネットワークづくりに関すること
- （3）小児等在宅医療関係者の研修や会議等必要な対策に関すること
- （4）その他小児在宅医療の推進に関すること

（構成員）

第3条 地区別検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 各地区検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長は、必要に応じ、小児在宅医療に関係のある者の出席を求めることができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代理する。

（運営）

第5条 地区別検討会は、会長が召集する。

- 2 会長は、委員の代理を認めることができる。

（福岡県小児在宅医療推進検討会との連携）

第6条 地区別検討会で協議した内容は、福岡県小児等在宅医療検討会に報告するものとする。

（事務局）

第7条 地区別検討会の事務は、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課において処理する。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は地区別検討会において別に定める。

附 則

この要領は、平成31年 月 日から施行する。

福岡県地区別小児等在宅医療推進検討会設置要領（別 表）

委 員 選 出 区 分
福岡県小児等在宅医療推進事業拠点病院
郡 市 区 医 師 会
小 児 科 医 会
小児科がある地域中核病院
地域周産期母子医療センター
在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院
訪問看護ステーション
地区代表歯科医師会
地区代表薬剤師会
地区代表看護協会

オブザーバー
各 市 町 村
福岡県保健所

事 務 局
保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

福岡県小児等在宅医療推進検討会設置要綱（素案）

（目的）

第1条 在宅療養を行う医療依存度の高い小児等に対して、必要な医療・福祉サービスが提供され、安心して療養ができるよう、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、小児等の在宅医療を支える体制の構築を図るため、「福岡県小児等在宅医療推進検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項に関し、協議を行うものとする。

- （1）小児等在宅医療提供体制の構築に関する事
- （2）小児等在宅医療に係る医療・福祉・教育との連携に関する事
- （3）その他小児在宅医療の推進に関する事

（構成員）

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長は、必要に応じ、小児在宅医療に係るのある者の出席を求めることができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代理する。

（運営）

第5条 検討会は、会長が召集する。

- 2 会長は、委員の代理を認めることができる。

（地区別検討会）

第6条 県内4地区（福岡、筑後、筑豊、北九州）ごとに、地域課題や体制の構築等について検討するため、「福岡県地区別小児等在宅医療推進検討会」（以下「地区別検討会」という。）を設置する。

- 2 地区別検討会の組織、運営については別に定める。

（事務局）

第7条 検討会の事務は、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

福岡県小児等在宅医療推進検討会設置要綱（案）（別 表）

委 員 選 出 区 分
福 岡 県 医 師 会
福 岡 県 歯 科 医 師 会
福 岡 県 薬 剤 師 会
福 岡 県 看 護 協 会
福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
福 岡 県 保 健 所 長 会
福岡県小児等在宅医療推進事業拠点病院
小 児 科 医 会 （ 各 地 区 代 表 ）

事 務 局
保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
保 健 医 療 介 護 部 健 康 増 進 課
保健医療介護部がん感染症疾病対策課
保 健 医 療 介 護 部 医 療 指 導 課
福 祉 労 働 部 子 育 て 支 援 課
福 祉 労 働 部 障 が い 福 祉 課
教 育 振 興 部 特 別 支 援 教 育 課